

# RTP/TPアスリートの居場所情報について

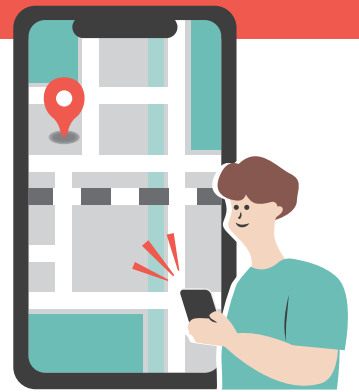
## 01

### 居場所情報とは？

居場所情報とは、国際競技連盟(IF)や国内アンチ・ドーピング機関(日本ではJADA)から指定・登録されたアスリート(RTP/TP)\*自身が、提出・更新する、個人の居場所を特定する情報のこと。提出された居場所情報やその他の情報を活用して、アスリートがクリーンであることを証明する事前通告なしの「競技会外検査」が行われる。

\* **RTP**(Registered Testing Pool)  
= 登録検査対象者リスト

\* **TP**(Testing Pool)  
= 検査対象者リスト



## 02

### WHY なぜ居場所情報が重要なのか？

提出された居場所情報やその他の情報

事前通告なしの検査を  
効率良く、効果的に実施!

- クリーンなスポーツに参加するアスリートの権利を守る
- ドーピングのないスポーツ/アスリートへの信頼を強化する
- ドーピングを検出し、抑止する

## 03

### WHO 誰が居場所情報を提出・更新するのか？

- RTP/TPに登録されたアスリート
- RTP/TPへの登録は、IFまたはJADAから通知される
- 登録期間中は、怪我や病気で競技に出場していても居場所情報の提出・更新が必要
- IFまたはJADAから、RTP/TPからの除外通知を受け取るまで、居場所情報の提出・更新が必要



## 04

### HOW 居場所情報を提出・更新するには？

Webサイトから

ADAMS

OR

アプリから

Athlete Central

Apple ストアからダウンロード

Google Play ストアからダウンロード

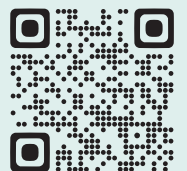
\* JADA-RTP/TPは、ADAMS/Athlete Centralへログインできない場合、**JADA居場所情報対応デスク お問い合わせフォーム**から最新の居場所情報をJADAへ連絡する必要があります。

\* その予定まで72時間を切っている場合のみ

\* IF-RTP/TPアスリートの場合、緊急な居場所情報の更新方法は各自確認しましょう

JADA居場所情報対応デスク

お問い合わせ  
フォームはこちらから



## 05

### 競技からの引退と復帰

- **競技会からの引退**  
JADA-RTP/TP登録中に競技から完全に引退する場合は、アスリート自らが「引退届」をJADAに提出する→まずはお問合せフォームからJADAへ連絡!
- **引退からの復帰**  
JADA-RTP登録時に引退届を提出した場合、競技に復帰する6ヶ月前までに、JADAに「復帰届」を提出し、競技会外検査を受けられるようにしなくてはなりません  
※RTPのみ(JADA-TP登録時に引退届を提出した場合、復帰届の提出は必要ありません)



## 06

## 居場所情報提出の要件（必要なこと）

- 年4回、居場所情報を提出
- 提出した居場所情報は、常に「正確」で「詳細」である必要があります → 予定が変更になり次第、すぐに更新！
- \* アスリートの個人情報は、安全に管理するよう権利で守られています

## 提出期限

Q1（1・2・3月）12/15まで	
Q2（4・5・6月）3/15まで	
Q3（7・8・9月）6/15まで	
Q4（10・11・12月）9/15まで	

提出が必要な内容	RTP	TP
送付物宛先	○	○
Emailアドレス	○	○
毎日の宿泊先住所	○	○
定期的なトレーニング・練習を行う時間と場所	○	○
出場予定の競技会（大会・試合）	○	○
60分時間枠	○	—

## 07

## 「正確」で「詳細」な居場所情報を提出しなかった場合 ⚠

- **RTPアスリート**は、居場所情報関連義務違反である「提出義務違反」「検査未了」いずれかが12か月の間に3回累積すると、アンチ・ドーピング規則違反（ADRV）となり、制裁が課されます。（資格停止期間：原則2年間）\*検査管轄機関（JADA、IF）に関わらず、発生した場合は累積されます。
- **TPアスリート**は、RTP同様に居場所情報の提出・更新が必要。すぐに居場所情報関連義務違反が問われるわけではないですが、居場所情報の提出や競技会外検査の対応がきちんとされていない場合、RTPへ登録変更される可能性があります。

アスリートサイト

＼こちらから／



違反の内容	RTP	TP
居場所情報関連義務違反	提出義務違反/検査未了	—

## よくある質問

**Q.** TPアスリートでも居場所情報の提出・更新は必要ですか？

**A.** 居場所情報の提出・更新は必要です。ただし、TPアスリートの場合は「60分時間枠」の提出は必要ありません。

\* IF-TPアスリートが提出する必要がある情報は、IFからの登録通知に記載されています。必ずご自身で確認が必要です。

**Q.** 居場所情報の提出・更新を誰かに委任することはできますか？

**A.** 委任することはできます。しかし、第三者に委任していたとしても、居場所情報に関する責任があるのはアスリート本人です。